

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和6年4月24日

案件名	衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方について							
所管	健康福祉	局区	保健衛生	部	衛生研究所	課	担当者	内線

**事案概要**

衛生研究所は建物の老朽化(築50年経過)や検査室の狭隘化・機能不足という課題があり、市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムにおいても長寿命改修も含めた再整備を検討する施設とされている。更に、新型コロナウイルスの対応を踏まえ地域保健法が改正され、地方衛生研究所の設置とその機能強化が指定都市に義務付けられたところである。こうした背景を踏まえ、衛生研究所の再整備に向けた取組を早急に推進する必要があることから、施設のあるべき姿と再整備に向けた方向性を定めることを目的として基本的な考え方についてまとめるもの  
また、今後は、基本的な考え方に基づき、基本構想・基本計画の検討・策定に向けた取組を行うもの

審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方をまとめることについて</li> <li>今後の取組として、基本的な考え方に基づき、基本構想の策定に向けた検討を行うことについて</li> </ul>
審議結果(政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	建物の老朽化や検査室の狭隘化・機能不足を抱える衛生研究所の再整備を行うことで、健康危機管理体制に必要な不可欠な試験検査体制の確保を図り、保健衛生体制の充実に寄与する。		
	効果測定指標	—	施策番号	16
		R6	R7~	
	事業効果 年度目標	再整備基本構想の検討・策定		再整備基本計画の検討・策定

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール					
実施内容	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">R6</th> <th style="width: 70%;">R7~</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">           再整備に向けた基本的な考え方の整理         </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>再整備基本構想庁内検討 (庁内WG、庁外からの意見聴取については検討)</p> <p>【主な検討項目】 再整備時期 (市役所本庁舎周辺のあり方検討との整合) 配置場所 (他施設の複合化や敷地の共用の可能性) 整備方針 (施設の耐用年数や更新サイクル) 整備手法 (民間活力の導入) 導入機能の整理 (民間委託や環境保全分野の調査等)</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>再整備基本構想策定</p> <p>再整備基本計画検討</p> <p>再整備基本計画策定</p> </div> </div> </td> </tr> </table>	R6	R7~	再整備に向けた基本的な考え方の整理	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>再整備基本構想庁内検討 (庁内WG、庁外からの意見聴取については検討)</p> <p>【主な検討項目】 再整備時期 (市役所本庁舎周辺のあり方検討との整合) 配置場所 (他施設の複合化や敷地の共用の可能性) 整備方針 (施設の耐用年数や更新サイクル) 整備手法 (民間活力の導入) 導入機能の整理 (民間委託や環境保全分野の調査等)</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>再整備基本構想策定</p> <p>再整備基本計画検討</p> <p>再整備基本計画策定</p> </div> </div>
	R6	R7~			
再整備に向けた基本的な考え方の整理	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>再整備基本構想庁内検討 (庁内WG、庁外からの意見聴取については検討)</p> <p>【主な検討項目】 再整備時期 (市役所本庁舎周辺のあり方検討との整合) 配置場所 (他施設の複合化や敷地の共用の可能性) 整備方針 (施設の耐用年数や更新サイクル) 整備手法 (民間活力の導入) 導入機能の整理 (民間委託や環境保全分野の調査等)</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>再整備基本構想策定</p> <p>再整備基本計画検討</p> <p>再整備基本計画策定</p> </div> </div>				
※基本構想の策定には配置場所を決定する必要があるため、策定期期については検討状況による					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7~
事業費(衛生費)		0	14,740
うち任意分			
特財	国、県支出金		※基本計画(案)作成委託料を見込む
	地方債		
	その他		
一般財源		0	14,740
うち任意分			
捻出する財源※2			
一般財源拠出見込額		0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)			
捻出する財源概要	長寿命化事業費		
税源涵養(事業の税収効果)	なし		

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	0	※ 検討状況による					
局内で捻出する人工※	B	0						
必要な人工	C=A-B	0						
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1 貧困をなくそう	2 健全な食料システムを確保する	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を推進する	6 清潔な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
			○						
	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくって消費する責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○		○					

日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課	令和5年5月12日 関係課長打合せ会議 衛生研究所再整備検討の進め方について 庁内ワーキンググループを設置し、衛生研究所再整備基本方針の策定に向けた検討を行う。
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課	担当者ワーキング(R5年度 計6回) 現状と課題、必要な機能と諸室、再整備の基本的な方向性等を検討
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課	令和5年12月25日 関係課長打合せ会議 衛生研究所再整備基本方針の策定について 庁内WGの検討結果を基に衛生研究所基本方針の策定について、調整会議へ付議する。
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、健康福祉総務室	令和6年2月22日 関係課長打合せ会議 複合施設の再整備検討の進め方について 現在複合している環境情報センターと犬の一時抑留施設とは、法的な位置付けや取り巻く状況、施設の特性、公共施設マネジメントにおける位置付けも異なることから、切り分けて整理

備考

事業経費については、あくまで基本計画策定に係る委託料を計上

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(1/22)

【整備場所について】

- (アセットマネジメント推進課長)整備場所は、次の基本構想の段階で決めるのか。  
→(健康福祉総務室長)そのとおりである。
- (アセットマネジメント推進課長)アクションプログラムにおける市役所本庁舎周辺の整理とは切り離していくのか。  
→(健康福祉総務室長)候補地の最優先事項としては、可能な限り早期に再整備が可能な用地であり、違う地区への移転の可能性もある。
- (財政課長)保健所と近接した方が良いとは、どれ程の優先度か。  
→(衛生研究所長)検体の搬入に時間がかかるデメリットがあるが、今回候補地となっている3施設のような車で数十分という距離であれば許容範囲と考える。
- (政策課長)環境情報センターについて、今後の方向性を整理しているのか。  
→(衛生研究所長)検討ワーキングの中でも議論を投げかけており、ゼロカーボン推進課で検討を進めている。  
→(政策課長)環境情報センターを分離した場合、隣接する駐車場に衛生研究所を建設することが可能か。  
→(衛生研究所長)検討したが、技術的に難しいという結論であった。

【複合施設について】

- (人事・給与課長)合築の方向性についてはいつ決めるのか。  
→(衛生研究所長)整備場所の特性に応じて検討する必要があるなので、整備場所と同時に検討していく。
- (人事・給与課長)合築するかどうかは大きな事項だと思うが、先送りにしてよいのか。  
→(健康福祉総務室長)再整備時期、配置場所、合築の方向性といったものは、基本構想の検討ワーキングの中で、先行して検討していく必要があると考えている。
- (アセットマネジメント推進課長)市役所本庁舎周辺の再編については見通しが立っていない状況であり、早期に整備することを優先していく上では、いずれ切り離し考えていく必要があると考えている。
- (財政課長)早期に再整備することを最優先としたい思いは分かるが、周辺施設との兼ね合いがどうしてもでてくるので、衛生研究所単独で方針を決めてよいのか疑問がある。例えば、他の施設と一緒に方向性を決め、そこに集約した施設をすべて解体して売り払うといったような方向性が決まらないうと、判断がつかないのではないか。

【衛生研究所の現状について】

- (政策課長)平成18年に整備した際に、起債や国庫補助を活用しているか。活用している場合、20年経過していないが、返還等が生じる可能性はあるか。  
→(衛生研究所長)地方債は令和8年3月に償還が終了、国庫補助は備品に活用しており、当該備品の処分制限期間は4年であるため、返還等は不要である。
- (財政課長)衛生研究所の施設で、いま一番切迫しているものは何か。  
→(衛生研究所長)微生物安全検査室は、平成18年に整備し、20年が経過しようとしている。20年で更新をしなければならず、また検査室数、機能も不足している状況であり、再整備を先延ばした場合、検査機能を止めるわけにはいかないため、その部分のコストが新たに掛かる。  
→(財政課長)その部分のみ更新し、移転時にその機器を持っていくことは可能か。  
→(衛生研究所長)建物に付帯する設備であるため、不可能である。

【決定する事項について】

- (総務法制課長)築50年を経過している施設は他にもあり、基本方針を策定することにより、新規の建物を個別に最低でも15億円をかけて建てるということをここで決めてしまつてよいのか疑問がある。
- (政策課長)整備手法や整備時期等、現時点では決めきれない事項が資料に詳細に落とし込まれており、このまま承認とすることはできない。  
→(アセットマネジメント推進課長)跡地利用の中で整理した上で再提案という方法もあるが、整理には時間を要する。  
→(健康福祉総務室長)衛生研究所に必要な機能といったものについては、ここで基本方針として策定し、スタートを切りたいという考えがある。  
→(政策課長)この段階で決められる内容を整理いただき、決めたいものと参考とするのみのものを明確化した上で、再度審議することとしたい。

<<継続審議とする。>>

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論  (3/22)</p>	<p>【現施設の複合施設について】 ○(政策課長)現施設で複合している環境情報センターや犬の一時抑留施設の取扱いは、基本構想の中で検討するのか。 →(衛生研究所長)衛生研究所としてどの未利用市有地を活用するか検討し、その後、整備場所に応じてどの施設と複合化していくかという順序で整理していく上では、現施設で複合している2施設の方向性については別に議論するものと考えている。なお、基本構想を策定する段階では、2施設の方向性についても、ある程度方向性が示されている状況が必要であると認識しており、いずれの施設も基本構想策定の際には方向性を決められるよう調整を進めている。 →(アセットマネジメント推進課長)現施設に複合されている施設は、法的な位置づけがあって複合されているものではない。環境情報センターは別に動いており、犬の一時抑留施設は動物愛護事業と一体的に考えるならば、すでに土地の確保にも動いており、それぞれで検討を進めるのが筋と考える。 →(政策課長)複合施設がそれぞれで動き、まともらずに時間がかかるケースが過去にも生じているため、全体調整をしっかりと行っていただきたい。 →(観光・シティプロモーション推進課長)現施設から衛生研究所のみ先に出ていくことはあり得るのか。 →(政策課長)ないと考える。 →(観光・シティプロモーション推進課長)他の検討が進んでいない場合、それに引っ張られて動けない状況となるのか。 →(政策課長)そのため、全体調整が重要となる。</p> <p>【躯体調査結果について】 ○(政策課長)「市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査結果では、RC圧縮強度について、設計基準強度を満たしていない」という記載があるが、法には抵触していないのか。 →(衛生研究所長)公共建築課の見解、表現であり、法に抵触するものではない。 →(アセットマネジメント推進課長)ある一定の物差しで測った際の結果であり、満たしていないことですぐに倒壊するといったものではない。</p> <p>【決定する事項について】 ○(総務法制課長)前回の提案と違い、基本方針として再整備が必要であること、来年以降の基本構想の策定に向けて取り組んでいくという内容に限ったものであるため問題ないと考える。 ○(財政課長)前回会議の意見が踏まえられているため問題ないと考える。</p> <p>&lt;&lt;原案のとおり上部会議に付議する。&gt;&gt;</p>
<p>決定会議の 主な議論  (4/11)</p>	<p>【再整備の方向性について】 ○(総務局長)移転建て替えを基本に検討するとしているが、移転建て替えありきの提案としているのか。その他の検討の余地は残らないのか。 →(健康福祉総務室長)基本方針の検討ワーキングにおいて、コスト比較を行い、現時点では移転建て替えが良いと方向性を示しているが、整備場所に応じたコスト比較等を基本構想の検討ワーキングにおいて改めて行い、検討していくものと考えている。 ○(市長公室長)現地建て替えの議論はしていないのか。 →(健康福祉総務室長)検討ワーキングの中で、現地建て替えについても、現在の駐車場への建て替えパターンと、環境情報センターの部分を取り壊し、その敷地に建て替えるパターンを検討しているが、仮設置しない現地建て替えは課題が多いという結論を出している。 →(市長公室長)公共建築課は検討ワーキングに入っているか。 →(健康福祉総務室長)入っている。 →(市長公室長)仮設すれば可能なのか。 →(健康福祉総務室長)仮設する場合、現在の施設と同等又はそれ以上の機能を持った仮設施設が必要となるが、施設の特異性から仮設費用がかさみ、なじまないと考えている。 ○(財政担当部長)現地建て替えの課題について、もっと強調してもよいのではないか。 →(健康福祉総務室長)調整会議の際に、基本方針としては検討内容や経費の部分を具体的に記載しすぎているという意見があり、今回の資料となっている。技術的な問題やコストの問題については、検討ワーキングでかなり詰めている状況である。 ○(総合政策・地方創生担当部長)周辺の土地利用状況や保健所との近接性などを考慮と書いているが、記載されている候補地は保健所からかなり遠い印象である。 →(健康福祉総務室長)近接性等の記載もあるが、あくまで早期に再整備することを最優先とした。 →(総合政策・地方創生担当部長)適地よりも時間を優先するということか。 →(健康福祉総務室長)度合いによるが、手を挙げている3つの候補地については、近接性等を考慮した上でも適地と考えている。</p>

## 庁議におけるこれまでの議論

### 【スケジュールについて】

- (市長公室長)今後のスケジュールについて、実際に建築行為に入るのはいつ頃を予定しているか。
- (健康福祉総務室長)未利用市有地を活用した移転建て替えを基本に検討を進めていくという方針の段階であり、いつ整備を行うということは難しく、今回の基本方針にも示していない。
- (市長公室長)未利用資産活用・調整会議に諮るためには建築行為に入るスケジュールが決まっている必要があるのではないか。
- (衛生研究所長)配置場所の特性に応じ、どの施設を複合するか等を含めた検討を行うため、基本構想は再整備場所を決定した上で策定するとしており、基本構想の段でスケジュールも決まると考えている。未利用資産活用・調整会議等に諮る段階では、基本方針を策定し、衛生研究所は移転建て替えを基本として、熟度を高めて検討を進めていることを示すことが必要である。
- (財政担当部長)再整備場所を決定するまでには、かなりの時間を要する見込みか。
- (健康福祉総務室長)老朽化等の課題があり、早期再整備を行いたいものの、未利用市有地の活用方針はまだ定まっていないため、見込みはたっており、整備時期を示すことができない状況である。
- (市長公室長)基本方針を策定する期限はあるのか。
- (健康福祉総務室長)それぞれの未利用市有地において、スピード感は違うが、議論が始まっている状況であるので、ここで策定したいと考えている。

### 【基本方針を策定する意義について】

- (市長公室長)候補地として挙げている未利用市有地が他の案件で埋まってしまった場合、今回議論しているものがすべて振出しに戻る可能性があるのではないか。
- (健康福祉総務室長)そのため、候補地の選定にあたり、可能な限り早期に再整備可能な用地を最優先とする基本方針をここで策定し、未利用資産活用・調整会議に諮りたいと考えている。
- (市長公室長)再整備場所を決定する流れについて確認したい。
- (健康福祉総務室長)資産活用検討部会等において、各所管から上がってきたものを検討し、承認されたら未利用資産・活用調整会議に諮る。そのテーブルに載るためには、所管課における基本方針などを先に進めていく必要があるため、ここで基本方針を策定し、基本構想の検討に入らせていただきたいと考えている。ただし、基本方針としては具体的に記載しすぎているという意見があったため、調整したいと考えている。
- (衛生研究所長)1からアセットマネジメント推進課で判断することは難しく、できるところまでは施設所管課で方針を検討すべきものと考えている。

### 【基本方針に定める内容について】

- (総務局長)未利用市有地の活用希望に手を挙げ、検討を進めるためといった趣旨であるならば、内容を決め過ぎて印象である。例えば、市の総合体育館は、市全体で未利用市有地をどう活用していくか考えたときに、市民利用が多いといった視点が必要と考える。
- (健康福祉総務室長)具体的な候補地に係る議論は、これから行うものと考えている。基本方針には、2,000平米程度以上の住居専用地域以外の用途地域とのみ記載している。
- (市長公室長)基本方針案はそのように記載しているが、説明資料には具体的に3つの候補地が記載されており、誤解を招くので削除いただきたい。その他、説明資料10ページ、11ページの内容が具体になりすぎていると思われる。
- (健康福祉総務室長)10ページについては基本方針の肝であり、ここが削られては基本方針の体をなさないと考えている。
- (市長公室長)少し内容を削ぎ落とし、キックオフのイメージにできないか。
- (政策課長)名称を基本方針でなく、基本的な考え方としてはどうか。キックオフの内容であれば決定会議での承認で良いと考えている。
- (衛生研究所長)アセットマネジメント推進課との調整で、未利用資産活用の調整に入るには、移転建て替えによる整備というある程度の方向性が決まっている必要があるとされている。基本構想の策定に向けた基本的な考え方として、再整備の方向について、移転建て替えの方向で基本的に検討していくことは示させていただきたい。

<<継続審議とする。>>

# 衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方について

健康福祉局 保健衛生部 衛生研究所

# 1 審議事項

## (1) 衛生研究所再整備の基本的な考え方と今後の取組

- 衛生研究所は、平成18年に神奈川県から無償譲渡された旧相模原メディカルセンター（昭和48年竣工）に整備建設から築50年以上、検査設備設置から15年以上経過するなど、建物や検査設備の老朽化が課題
- 検査技術の高度化・多様化、新型コロナウイルス感染症への対応から見えた衛生研究所が抱える課題  
検査室の狭隘化・機能不足が課題
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に成立した改正地域保健法  
衛生研究所が法定化され、その機能強化と健康危機への計画的な取組の推進が求められている

### 対応の必要性

新型コロナの困難を乗り越えたこの時期に、その経験を踏まえ、老朽化や機能不足の課題を抱える衛生研究所の再整備に向けた取組を早急に推進する必要がある。

健康危機への対応に必要不可欠な試験検査等の体制を確保するために**必要な施設のあるべき姿と再整備に向けた方向性**を定めることを目的として

## 「衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方」を整理

### 施設の特徴を踏まえ、再整備に向けた基本的な方向性をまとめるもの

現在複合している環境情報センターと犬の一時抑留施設とは、法的な位置付けや取り巻く状況、施設の特性、公共施設マネジメントにおける位置付けも異なることから、切り分けて整理

### 基本的な考え方(案)に示す今後の取組

基本的な考え方を基に、再整備基本構想の策定に向けた検討を行う。

(再整備時期や配置場所、施設の複合化、など高度な調整を要する事項の検討)

現複合施設の方向性については、再整備基本構想の策定に向けた検討期間に整理する。

再整備基本構想の策定については、改めて庁議に諮る。

## 2 検討体制と再整備に向けた基本的な考え方(案)の概要

(1) 再整備に向けた基本的な考え方(案)の検討体制: 検討WGを設置し検討

課名	構成員
アセットマネジメント推進課	班長及び担当者
公共建築課	
健康福祉総務室	
地域保健課	
疾病対策課	
生活衛生課	
環境保全課	

検討の進捗に応じて、政策課、財政課及びゼロカーボン推進課に出席を依頼  
計6回、WGを開催し検討を重ねた。

(2) 再整備に向けた基本的な考え方(案)の概要

ア 策定の目的と位置付け

イ 衛生研究所の現状と課題

(ア)衛生研究所のこれまでの経過 (イ)衛生研究所の業務 (ウ)衛生研究所を取り巻く状況の変化

(エ)施設の概要 (オ)再整備に係る計画の位置付け (カ)建物の老朽化

ウ 再整備に向けた基本的な考え方

(ア)衛生研究所の目指す姿 (イ)再整備の取組の基本的な方向性 (ウ)衛生研究所に必要な機能

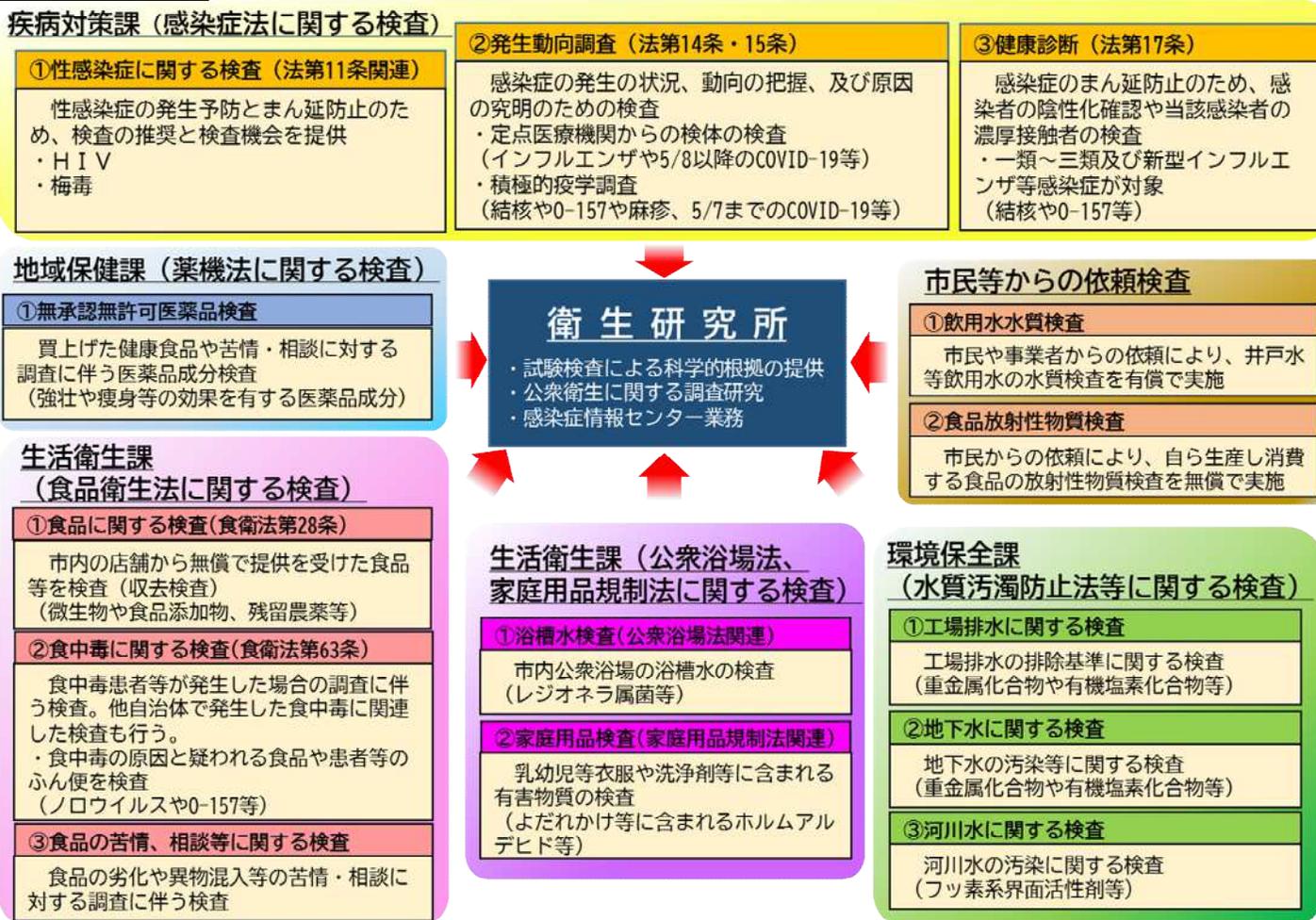
(エ)民間との役割分担 (オ)必要な諸室と延床面積 (カ)再整備の方向性 (キ)今後の取組

### 3 衛生研究所の現状と課題【参考資料 基本的な考え方(案)P2】

#### (1) 衛生研究所のこれまでの経過

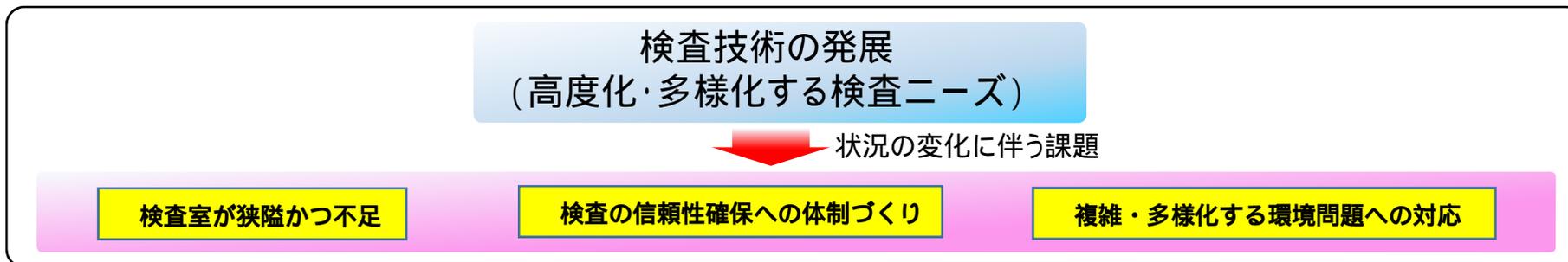
平成12年4月	保健所政令市移行に当たり、食品衛生法第29条に設置義務のある検査施設として、当時の県相模原合同庁舎(現スーパー三和富士見店の場所)内に衛生試験所を設置
平成18年3月	神奈川県から無償譲渡された旧相模原メディカルセンター(昭和48年竣工)に環境保全に係る検査部門を統合し、衛生試験所を移転整備
平成22年4月	検査室を拡充(残留農薬検査及び食物アレルギー検査)
平成27年4月	衛生試験所から衛生研究所へ移行し、従前の試験検査の拡充に加え、公衆衛生に係る調査研究や公衆衛生情報の収集・解析・提供、研修指導を新たに開始
平成31年4月	衛生研究所内に感染症情報センターを設置し、感染症情報の提供機能を疾病対策課から移管

#### (2) 衛生研究所の業務



(3) 衛生研究所を取り巻く状況の変化

○ 検査技術の発展により、高度かつ多様な技術が要求される検査体制には、検査室が狭隘かつ不足していることや検査の信頼性確保への体制づくり、複雑・多様化する環境問題への対応が課題となっている。



検査技術の高度化・多様化

【施設整備当初(H18年頃)の微生物検査の主流】



細菌やウイルス培養検査  
細菌やウイルスの有無や数の確認  
(目視で確認:アナログな方法が主流)

【施設整備当初(H18年頃)の理化学検査の主流】

1gの100万分の1レベルの検査

【現在の微生物検査の主流】



遺伝子レベルの精密な検査(リアルタイムPCR・ゲノム解析)  
正確な検査には、遺伝子の汚染を防ぐため、工程ごとに検査室が必要  
○検査室の狭隘化・不足が課題  
検査の信頼性を確保するため、独立した監査体制が必要  
○内部監査の実施体制が課題



【現在の理化学検査の主流】

1gの10億分の1から1兆分の1レベルの精密な検査  
検査技術の向上等により、有機フッ素化合物(PFAS)の水質汚濁など新たな環境問題が顕在化  
○本市の地域特性の把握が課題

### 3 衛生研究所の現状と課題【参考資料 基本的な考え方(案)P3~P4】

#### (3) 衛生研究所を取り巻く状況の変化

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域保健法が改正され、衛生研究所の機能を強化し、健康危機管理に必要不可欠な試験検査体制の整備が求められている。

#### 地域保健法(令和5年4月1日施行) 地方衛生研究所の法定化

第26条 都道府県、指定都市、中核市その他政令で指定する都市は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、**専門的な知識及び技術を必要とするもの**並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、**必要な体制の整備**、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の**必要な措置を講ずるもの**とする。

#### 地域保健法施行規則

第4条 法第26条の厚生労働省令で定める業務は次に掲げる業務とする。

専門的な知識及び技術に基づく地域保健に関する情報の収集・整理及び活用

保健所職員その他地域保健に関する関係者に対する研修

地域保健対策に関する調査及び試験検査で専門的な技術知識を必要とするもの

法第4条(基本指針の策定)

#### 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(令和5年4月1日適用)

- ・ 指定都市は自ら**地方衛生研究所等の設置**により試験検査の体制を整えること
- ・ 地方衛生研究所等の**機能を強化**すること

#### 新型コロナの対応から見た、衛生研究所における初動検査の重要性と役割の変遷

##### 【初動対応における重要な役割】

**初動検査は衛生研究所が対応**  
国立感染症研と連携し、検査法を確立  
その後、医療機関へ検査が普及

##### 【衛生研究所の対応】

病原体の情報が限られるため、  
特殊設備の検査室(1室)で検査実施  
**当該検査室の老朽化・不足が課題**

##### 【感染拡大時における役割の変遷】

**クラスター等感染拡大防止対策の検査を対応**  
施設従事者等の無症状者への検査  
症状のある者の検査は医療機関が対応

##### 【衛生研究所の対応】

PCR検査を大量かつ正確に実施  
(最大検査実績:344件/日)  
**検査室の狭隘化・不足が課題**



### 3 衛生研究所の現状と課題【参考資料 基本的な考え方(案) P4~P5】

#### (4) 施設(建物)の概要

##### ○ 衛生研究所・環境情報センター・犬の一時抑留施設の複合施設

用途地域	敷地面積(m <sup>2</sup> )	容積率	建ぺい率	建築面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	階数	竣工年月
第2種住居区域	2,393.29	200%	60%	1,098.493	2,807.90	地上4階建	S48.10月

#### (5) 再整備に係る計画の位置付け

計画名	取組の方向性
市公共施設マネジメント推進プラン (平成29年3月)	施設配置の基本的な考え方 ○食品衛生法で設置が義務付けられており、機能としては将来も維持していくが、更新の際は、検査・研究機関としての特性を考慮しつつ、他の既存施設の活用や複合化を検討する。 ○老朽化が進んでいることから、検査・研究機関としての特性を考慮しつつ、計画的な更新に向けた検討が必要
市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム (令和4年8月)	アクションプログラム実施内容 2. アクションプログラム実施内容(22地区) ⑩中央地区【第2期(R2年度~R11年度)の実施内容】 第2期に更新の目安となる時期を迎える市役所本庁舎や衛生研究所等については、施設の老朽化の状況、市の行政機能の中心としての在り方、相模原駅周辺地区におけるまちづくりの取組との整合を図りながら、 <b>長寿命改修等による延命化も含め、効率的・効果的な再編・再整備を検討</b> します。
市一般公共建築物長寿命化計画 (令和2年3月)	(1)計画的保全建築物 ア 改修・更新の考え方 ○施設重要度の区分 A(行政機能の拠点として、将来にわたり維持すべき施設):本庁舎と同じ最上位の区分 ○建設後40年以降経過した建築物については、 <b>あらかじめ施設の在り方及び方向性を検討</b> した上で、単独の施設で長寿命化改修又は再編・再整備の手法を決定し、工事を実施します。 <b>衛生研究所は、再編・再整備の実施予定一覧表に掲載</b>

#### (6) 建物の老朽化

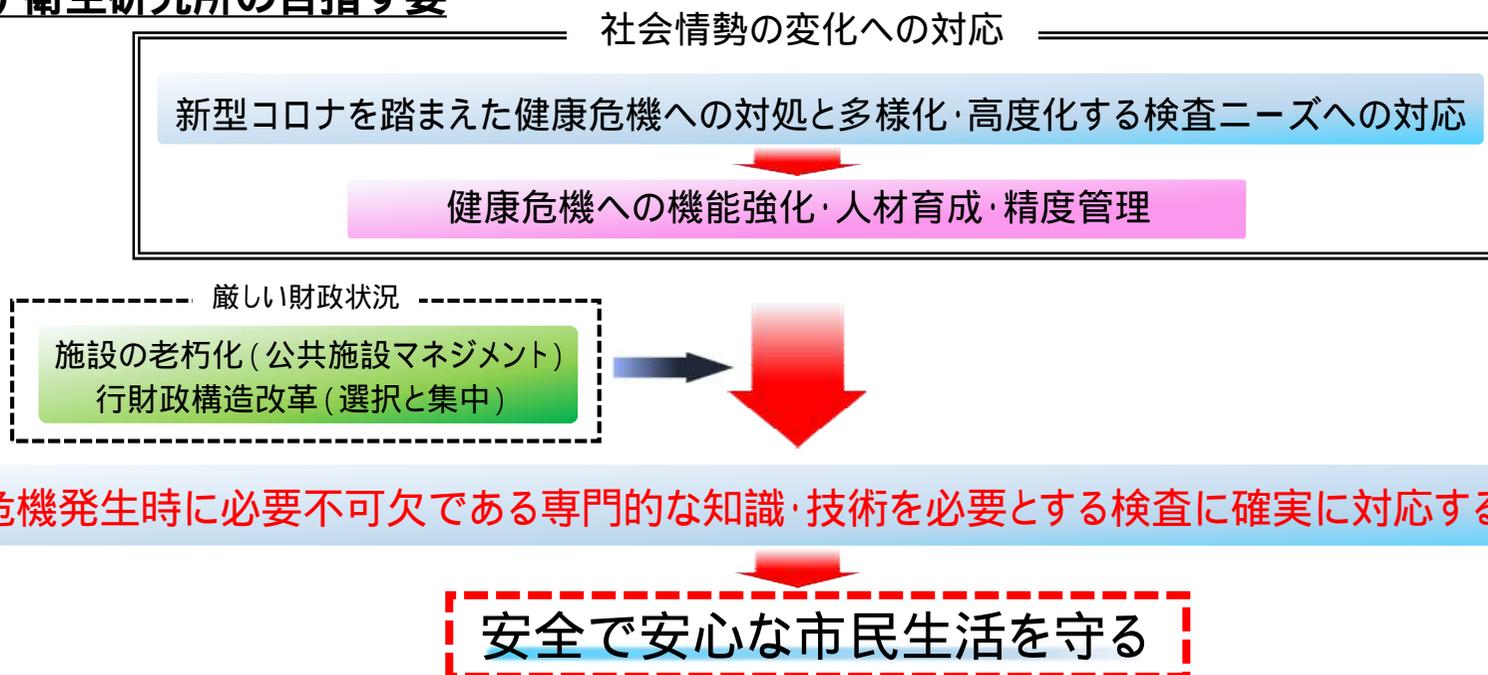
- 昭和48年10月に竣工した建物を活用し、平成18年3月に整備 **建築から50年経過**
- 施設内各所の雨漏り、漏水、空調設備の故障等、計画外かつ緊急性を要する修繕が発生 **試験検査に影響**
- 市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査結果では、RC圧縮強度について、**設計基準強度を満たしていない。**

##### 【令和4年度市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査結果】

建物名称	構造規模	竣工年月日 (R5経過年数)	供試体採取箇所数	圧縮強度試験結果一覧			圧縮強度試験結果	中性化試験結果一覧				中性化試験結果	公共建築課コメント
				階数	番号	圧縮強度 N/mm <sup>2</sup>		階数	番号	中性化深さ 平均(mm) 判定			
衛生研究所 ・環境情報 センター	鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積2807.9m <sup>2</sup>	1973年10月 (経年50年)	3箇所	1	衛-1	16.0	全ての箇所で 設計基準強度 を下回った。	1	衛-1	21.3	B	前回改修時から 19年経過しても 中性化の進行に 大きな変化がない。	① 再編・再整備 の方向性を 検討する 施設
				2	衛-2	15.2		2	衛-2	3.7	A		
				R	衛-3	11.2		R	衛-3	2.6	A		
				平均値				14.1					
				設計基準強度				20.6					

## 4 基本的な考え方（案）【参考資料 基本的な考え方（案）P6】

### （１）衛生研究所の目指す姿



### （２）再整備の取組の基本的な方向性

#### ア 安全・安心な施設の整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できるよう、WHOの指針や関係法令等の基準に適合した施設を整備する。

#### イ 財政負担の軽減

国庫補助金等の特定財源の確保や民間活力の活用などによる財政負担の軽減に努める。

#### ウ 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

将来的に多様化・高度化することが見込まれる検査ニーズへの対応も見据え、健康危機発生時に必要不可欠である専門的な試験検査を持続的に実施できるよう、施設や設備の耐用年数、財政負担、公共施設マネジメントの観点等を考慮しつつ、長期的な視点を持って再整備に取り組む。

(3) 衛生研究所に必要な機能

ア 法的に求められる機能（整備済）

- (ア) 試験検査  
感染症や食中毒等の健康危機への対処に必要な不可欠な主要な項目について自ら実施する体制の整備
- (イ) 調査研究  
試験検査の能力向上、精度向上の調査研究の実施

社会情勢の変化と共に多様化する検査ニーズにより、求められる検査も変化

- (ウ) 情報収集・解析  
感染症の発生状況を収集・解析し、その情報を提供（感染症情報センター機能）
- (エ) 研修指導  
地域保健に係る業務に携わる職員等への研修指導

ア' 法的に求められる機能の強化

- 新たな検査法の導入に向けた検討
- 新規検査項目の検査の実施

イ 平時において健康危機対処に求められる機能  
（仮称）市衛生研究所健康危機管理対処計画

法改正に伴い、今後、策定予定

ウ 現行の体制を鑑みて、強化等が必要な機能

- 検査の信頼性確保の実施体制の確立
- 環境保全分野の調査等（事務移管）

既存体制

拡充

拡充

## 4 基本的な考え方（案）【参考資料 基本的な考え方（案）P8～P9】

### （４）民間との役割分担

- 健康危機管理に必要不可欠な検査技術を用いる検査
- 法に基づく行政処分の根拠となる検査



検査技術と検査結果の信頼性を確保するため**直営を堅持**

この考え方に該当しない検査については、民間委託に向け、検討を行う。

### （５）必要な諸室と延床面積

機能強化が必要な諸室は拡充しつつも、諸室や共用部分の見直しにより**延床面積を、現行の衛生研究所の延床面積程度に留める。**

機能	諸室	延床面積の考え方
微生物検査系	微生物安全検査室、倉庫等	感染症検査機能強化による拡充
理化学検査系	検査室、機器分析室、薬品庫等	検査の選択と集中により削減を図る。
事務・施設管理系	事務室、更衣室、倉庫等	諸室の見直しによる削減を図る。
共用部分	廊下、トイレ、エントランス等	市民利用を多く見込まない施設のため削減を図る。
合計	現行の衛生研究所の延床面積程度に留める。	

### （6）再整備の方向性

施設の特長や建物の老朽化の状況を踏まえ、再整備の方式や整備候補地の検討における考え方をまとめる。

今後、具体的な整備場所を検討していく中で、整備場所に応じたその他の公共施設との複合化や敷地の共用の可能性を検討する。

#### ア 再整備の方式

移転建替えによる再整備を基本として、再整備後の整備コストを見据えながら、施設（建物や特殊設備等）の耐用年数や更新サイクルなど長期的な視点で検討する。

#### イ 整備候補地の選定に当たって考慮する事項

建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、可能な限り早期に再整備可能な用地であることを最優先に、検査施設という特性を踏まえ、周辺の土地利用状況や保健所との近接性などを考慮して選定

### （7）今後の取組

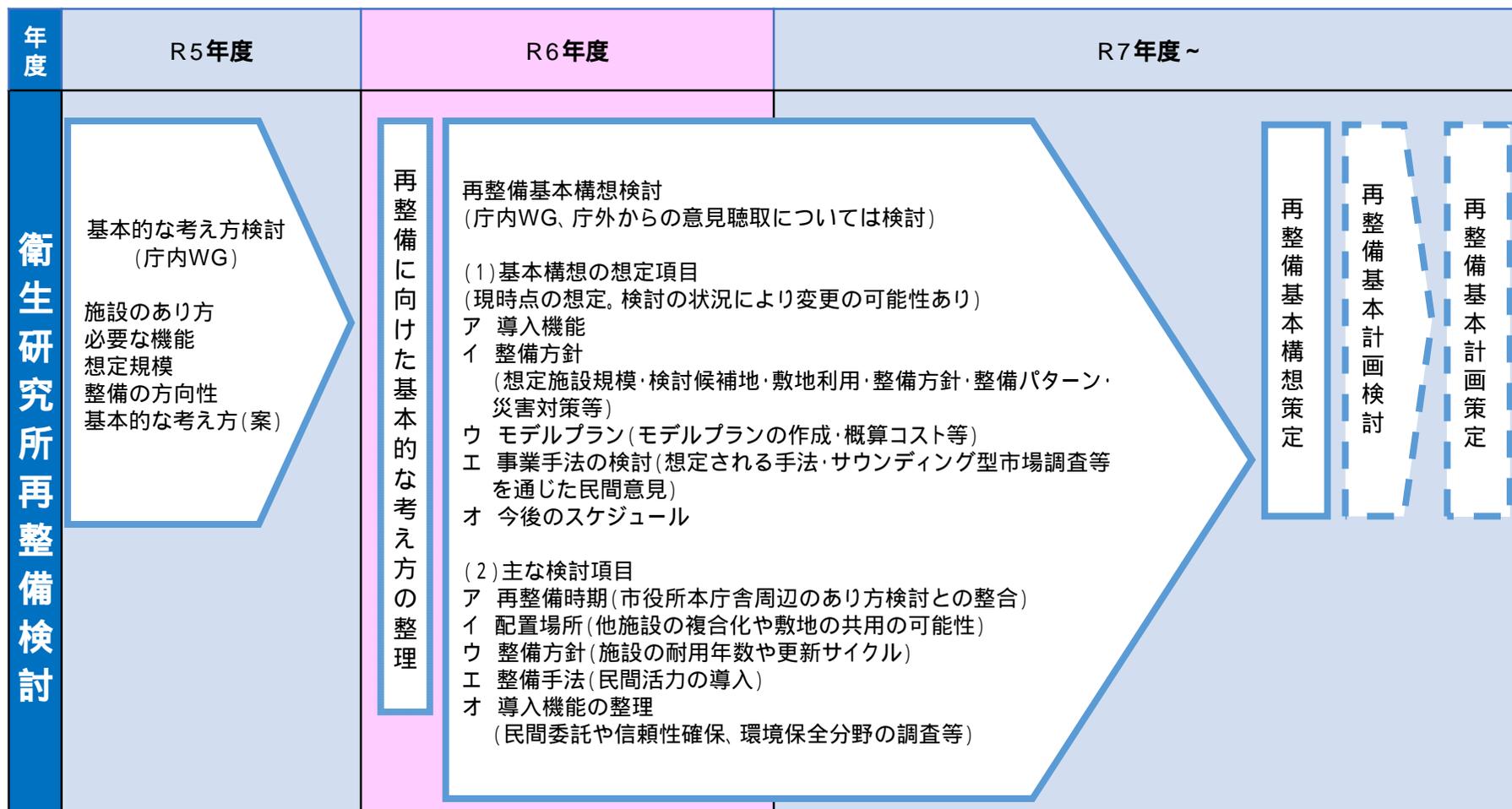
基本的な考え方を基に、再整備基本構想策定に向けた検討を行う。

## 5 今後の取組

### (1) 今後の想定スケジュール(案)

基本的な考え方に基づき、基本構想の策定に向けた検討を行う。(庁内WGを活用するとともに、庁外からの意見聴取についても検討を行う。)

なお、基本構想の策定に当たっては、各候補地の検討状況や現在複合している環境情報センターや犬の一時抑留施設の動向等を踏まえながら検討を行う。



あくまでも現時点における想定スケジュール(案)を示したものであり、検討状況、事業手法により変更の可能性があります。

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和6年4月24日

案件名	相模大野ふれあい広場の用地返還等について						
所管	市民	局区		部	市民協働推進課	担当者	内線

事案概要	
<p>相模原市立ふれあい広場条例に基づく地域住民のコミュニティ活動の促進の場として、多目的に利用できる「ふれあい広場」の内、相模大野ふれあい広場については、広場用地を使用貸借契約により設置しているが、令和5年12月に地権者から早期返還の申し出を受けたことから、今後の対応等を協議するもの。</p> <p>【所在地】 相模原市南区相模大野5丁目19番  【面積】 2,024.08㎡  【供用開始】 平成5年度から  【付帯設備】 防球ネット、防災倉庫、屋外トイレ など【利用団体】 148団体【延べ利用人数】 4,101人(令和4年度実績)</p>	

審議事項	<p>相模大野ふれあい広場について地権者は早期の返還を求めていることから、6月補正予算において防球ネットの撤去など原状復帰に要する費用を計上し、令和6年中の用地の返還及び当該広場の廃止のための手続きを進める。</p>
審議結果(政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果						
	効果測定指標				施策番号		
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標						

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		4月・5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
実施内容	庁内調整		6月定例会 (補正・議案)	入札 手続き	契約	原状復旧工事 (近隣家屋調査含む)		用地 返還	
	予算査定								

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(総務費)		45,386						
うち任意分								
特財	国、県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源		45,386	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		45,386	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税收効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○								
SDGs 関連ゴールに○	10	11	12	13	14	15	16	17	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年6月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
		パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係自治会	R6.2.27 自治会防災倉庫の移転について説明
ふれあい広場管理運営委員会	R6.3.25 大野南公民館区ふれあい広場管理運営委員会へ用地返還について説明
関係課長打合せ会議(※)	R6.4.9 経過説明、及び原状復旧内容、スケジュール等を協議 ⇒地権者に対して土地使用貸借期間の再交渉を行うものとする。
地権者との交渉	R6.4.15 早期返還に対する地権者の意向に変更なし。

備考	※出席所属:政策課、経営監理課、総務法制課、財政課、公共建築課、子ども・若者支援課、区政推進課、道路整備課、南区役所区政策課
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(4/17)

【返還時期、地域住民等への周知について】

- (総務法制課長)契約上、令和7年3月末まで貸借が可能であることや、年内返還の場合に令和7年度の税金にも影響があることを認識した上での申し出か。  
→(市民協働推進課長)その旨を説明したが、早期返還の意向は変わらなかった。
- (財政課長)返還協議については、書面を取り交わす予定か。  
→(市民協働推進課長)申出をもらい、撤去工事の内容を双方で確認する予定であり、地権者と調整している。  
→(経営監理課長)申出という手法でよいのか、契約とした場合に返還期限の取り決めを市が履行できるのか検討する必要がある。  
→(市民協働推進課長)適切な手法を今後検討する。
- (総務法制課長)公の施設であり、廃止した場合の地域住民への影響も大きい。周知のほかに具体的な対応策を講じる予定はあるか。  
→(市民協働推進課長)廃止時期が決まった段階で、まちづくりセンターや広場管理運営委員会と調整していく。また、専用利用団体として登録のある3団体には個別説明など丁寧に案内する。
- (総務法制課長)同地区の御園東ふれあい広場は代替地として需要を満たせるか。  
→(市民協働推進課長)今後、利用実態の詳細を確認する。
- (総務法制課長)公の施設廃止後の市民周知には通常6か月程度必要だが、1か月の周知期間では注力が必要であると考えている。  
→(市民協働推進課長)できるだけ周知期間をとれるように工期の調整等検討する。また、回覧板やポスターなど有効な周知方法を検討する。  
→(総務法制課長)地権者の意向を尊重しつつも、利用団体等に配慮しながら、市として7月末に廃止するという判断をしたという理解でよいか。  
→(市民協働推進課長)そのとおりである。

【議会への提案時期、スケジュールについて】

- (財政課長)6月補正予算を要求する理由は。  
→(市民協働推進課長)令和5年12月に地権者から申し出があり、その後地権者との協議や利用団体や地域住民への周知を検討し、最短で6月補正予算に要求する準備が整ったためである。
- (経営監理課長)工期が延びて返還が年をまたいだ場合は非課税となるのか。  
→(市民協働推進課長)総括副主幹)使用貸借契約期間が年内であれば課税されると資産税課に確認した。協議により契約期間を11月に合わせる方向で調整する。  
→(経営監理課長)工事のスケジュールは間に合うのか。  
→(市民協働推進課長)公共建築課に概算見積を依頼しており、事業者に金額と工期を精査した見積を再度求める予定である。  
→(財政課長)工事により隣接する駐車場が使用できないことによる補償費が必要という話があったが、要求金額に含まれているのか。  
→(市民協働推進課長)現地を確認したところ、広場の両側に駐車場があるため、片側を工事する間にふれあい広場内に駐車することも可能であり、補償費がかからないよう対応をとる予定である。  
→(経営監理課長)近隣家屋調査の範囲は、金額やスケジュール面を考慮し精査する必要がある。

【防災関係について】

- (中央区政策課長)防災倉庫の移設先や移設費用はどうか。  
→(市民協働推進課長)自治会内での置き場所の検討や小型の倉庫に分散するといった回答を一部自治会からもらっている。移設費用は自治会が負担することになる。

【その他】

- (人事・給与課長)行財政構造改革プランに沿って新たな土地の買取りはしないとのことだが、使用貸借などにより代替場所を確保することなどの考えはあるのか。  
→(市民協働推進課長)候補地があれば整備も検討する。
- (緑区政策課長)契約を終了する場合に、貸借期間が満了する6月前までに申出をもらう取決め自体が妥当であるのかは、今後の検討課題と考える。  
→(市民協働推進課長)使用貸借契約を結んでいる他の5つのふれあい広場も同様の事態が生じる可能性があるため、今後、より現状に即した形を検討したい。
- (政策課長)廃止による受け皿があることを示すためには、御園東ふれあい広場の団体数や延べ利用数なども、資料に追記する必要がある。他の計画に影響するかどうかも確認し、資料に追記してもらいたい。  
また、返還の手法や周知方法も具体的に説明できるように調整し資料を修正してもらいたい。

<<原案のとおり上部会議へ付議する。  
ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>>

# 相模大野ふれあい広場の用地返還等について

相模原市立ふれあい広場条例に基づく、地域住民のコミュニティ活動の促進の場として、多目的に利用できる「ふれあい広場」の内、相模大野ふれあい広場については、広場用地を使用貸借契約により設置しているが、令和5年12月に地権者から早期返還の申し出を受けたことから、今後の対応等を協議するもの。

## 1. 概要

### (1) 設置基準

各公民館区2か所を上限に設置可能。但し、旧4町は地区自治会連合会に属する中間連合数を上限に設置可能。

### (2) 関係法令等

- 相模原市立ふれあい広場条例
- 相模原市立ふれあい広場条例施行規則
- 相模原市立ふれあい広場設置基準
- 相模原市立ふれあい広場管理要綱
- ふれあい広場における倉庫等の設置に関する要綱

### (3) 設置状況

	管区別設置箇所数	公民館区	公民館区数	設置箇所数
旧市	2箇所	上溝・相原・ <b>大野南</b> ・田名・星が丘・大野中・清新・相模台・東林・上鶴間・大沼・中央・大野台	13	26
	1箇所	大沢・橋本・小山・新磯・大野北・相武台・横山・光が丘・陽光台	9	9
	未設置	麻溝	1	0
津久井地域	1箇所	城山 (*上限2箇所)	1	1
	3箇所	津久井 (*上限6箇所)	1	3
	1箇所	相模湖 (*上限3箇所)	2	2
	未設置	藤野 (*上限7箇所)	4	0
		合計	32	41

## 2. 返還対象広場

### (1) 対象地

相模大野ふれあい広場

【所在地】	南区相模大野5丁目4108番12
【面積】	2,024.08㎡
【供用開始】	平成5年度から
【利用団体】	延べ148団体 (令和4年度実績)
【利用人数】	延べ4,101人 (令和4年度実績)
【付帯設備】	防球ネット、防災倉庫、屋外トイレ など

※ふれあい広場用地については、行財政構造改革プランにより、新たな土地を買収しないという方針になっている。

### (2) 返還に関する取り決め事項

#### 土地使用貸借契約書<抜粋>

(使用貸借期間)

第3条 目的物件の使用貸借期間(以下「貸借期間」という。)は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、貸借期間が満了する6月前までに、貸付人借受人いずれから、相手方に対して特段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後貸借期間が満了したときも同様とする。

(目的物件の返還)

第6条 借受人は、貸借期間が満了したときは、貸付人の指定する日までに、借受人の費用で目的物件を原状に回復して、貸付人に返還しなければならない。ただし、現状のまま返還することにつき、貸付人の承諾があったときはこの限りでない。

(疑義の解決)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、貸付人借受人誠意をもって協議の上決定するものとする。

当初、地権者は令和5年度中の返還を求めていたが、複数回の協議においても、早期の返還意向に変わりがないことから、早期に原状復旧に係る予算を確保し、返還を進めていくものとした。

# 相模大野ふれあい広場の用地返還等について

## 3. 経過

- 令和5年12月15日 **地権者から用地の返還について申し出 <早期返還を要求>**  
→その後、年内に2回、電話及び訪問により話し合い
- 令和6年 1月31日 地権者と現地立会し、撤去設備等の確認と返還スケジュールについて調整  
2月27日 自治会防災倉庫移転についての地域説明  
3月25日 大野南公民館区ふれあい広場管理運営委員会へ返還についての説明(返還時期の延期について要望あり)  
4月 8日 地権者に返還に係る最終の意思確認  
4月 9日 関係課長打合せ会議  
4月15日 地権者との返還スケジュール確認  
4月17日 調整会議 (⇒資料を一部修正し、上部会議に付議する)

## 4. 原状復旧

### 撤去するもの

- ・防球ネット、ネット支柱
- ・地先境界ブロック
- ・側溝
- ・水飲み場
- ・配電盤
- ・車止め
- ・パネルフェンス
- ・下水道関係 (栓、配管など)
- ・樹木、生垣
- ・屋外トイレ
- ・清掃用具倉庫
- ・園内灯
- ・車両用門扉
- ・ソイルセメント塗装

### 仕上がりについて

工作物撤去後、土地が下がった分は土で埋め戻す。

### 費用

設備解体撤去費	30,492,000円
近隣家屋調査(※)	14,894,000円
計	45,386,000円

※ネット支柱などの設備解体工事前後の近隣家屋への影響を調査

# 相模大野ふれあい広場の用地返還等について

## 5. 利用者等への周知等

### ■これまでの対応

- ・防災倉庫を設置している自治会に対し、防災倉庫の移転について説明
- ・大野南公民館区ふれあい広場管理運営委員会へ広場用地の返還について説明

### ■今後の対応

#### <大野南公民館区ふれあい広場管理運営委員会>

- ・広場の廃止日を管理運営委員会に報告・周知し、詳細スケジュール等の説明
- ・大野南まちづくりセンターと連携して必要に応じてきめ細かく情報提供等を行う

#### <利用団体> (少年野球・サッカーなど)

- ・管理運営委員会やまちづくりセンターを通じて周知を図るとともに、必要に応じて個別に周辺施設を案内

【周辺施設】 御園東ふれあい広場 面積2,999㎡ (直線距離700m) 利用団体:延べ218団体、利用人数:延べ4,820人

(相模大野ふれあい広場を利用している少年野球やサッカーのチームは御園東ふれあい広場と谷口台小にも登録して利用している)

#### <一般利用者>

- ・市広報紙や自治会の回覧板・掲示板により広場の廃止と周辺施設について周知
- ・広場入口などに廃止の案内看板を掲示するとともに、周辺施設を合わせて紹介

【周辺施設】 御園東ふれあい広場 (直線距離700m) 相模大野中央公園 (直線距離650m) 豊町あかつき公園 (直線距離300m) など

#### <防災関係>

##### ○一時避難場所

当広場は相模大野、鶴の原、女子大通りの各自治会の一時避難場所であり、該当自治会に対して新たな一時避難場所の選定を依頼し、選定後に自治会回覧板等を通じて一時避難場所の変更を周知

地域防災計画(資料編)等の修正を関係各課と調整 【周辺施設】 谷口台小学校 (直線距離220m)

##### ○自治会防災倉庫

3自治会が防災倉庫を設置しており、自治会エリア内などで移転場所について調整中

##### ○防災訓練

周辺施設での防災訓練の実施について、大野南まちづくりセンターと連携して案内 【周辺施設】 谷口台小学校 (直線距離220m)

## 6. 今後のスケジュール

令和6年	4月24日	決定会議	7月	入札・契約、市民周知(市広報、回覧板)
	5月	地権者との原状復旧内容の確認	8月1日	広場廃止
		地域への説明(広場管理運営委員会等)	8月~10月	家屋調査、解体・撤去工事
	6月	市議会定例会(補正予算・議案上程)	11月頃	用地返還
				(※返還内容等について合意文書を取り交わす)

## 1 衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方について

【健康福祉局 衛生研究所】

## (1) 主な意見等

- （財政局長）未利用資産活用調整会議に諮るにあたり、方向性を定める必要があるということで、老朽化により早期に進めていく必要があること、移転建て替えを基本とすることを定めることは良いと考える。今回、基本的な考え方と名称を修正しているが、名称の付け方にルールはあるか。
  - （市長公室長）様々な計画がある中で、キックオフ時に名称について議論になることがあることは承知しているが、都度さばいている状況である。今回は方針を位置付けるためのものであり、この名称とした。
  - （政策課長）名称については、各計画でボリュームや取組内容が様々であり、統一的なルールを示すことは難しいと考えるが、検討していく。
- （財政局長）環境情報センターについて、市民からすれば衛生研究所と一体の建物という認識であり、それぞれを所管する局は違うが、あの建物がどうなるのかという視点で答えられるようにすべきと考える。
  - （衛生研究所長）衛生研究所の基本構想を策定する間に、環境経済局においても環境情報センターの方針を定められるよう調整を進めている。
  - （財政局長）外に周知していく際は、並行して進めているという説明ができるとう良い。
  - （総務局長）基本構想の策定において、現在の複合施設である環境情報センターや犬の一次抑留施設の動向を踏まえながら検討を行うという記載であるが、衛生研究所に動きがあれば、環境情報センターはどうなるのかと必ず問われる。一緒に協議を行い、お互いの状況を把握しながら進めていただきたい。
- （総務局長）基本的な考え方というキックオフの形で今回の庁議を経たことで、未利用資産活用調整会議に諮ることができるということで良いか。
  - （アセットマネジメント推進課長）未利用資産活用調整会議等において、移転する土地を探す議論をスタートすることができるようになる。
- （市長公室長）策定予定としている健康危機管理対処計画について、衛生研究所の機能に大きく影響するのか。また、前回、6月策定としていたものを今後策定予定とした意図は何か。
  - （衛生研究所長）健康危機管理対処計画に求められる機能として記載するものについては、基本構想に書き出していきが、健康危機管理対処計画に策定する内容は、国が示す「健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」の内容を踏まえたものであり、策定が遅れる中でプラスの要素を盛り込んでいくことにはならない。

健康危機管理対処計画は、保健所と衛生研究所それぞれで作成する必要があるが、本市は保健所の中に衛生研究所があるため、一体的に作成する必要がある。保健所の作業が能登半島地震への対応で遅れ、6月策定の見込みが立たなくなり、表現を修正した。
- （財政担当部長）本体工事費用と仮設費用の比較があるが、仮設を作る際は本番と同じレベルとする必要があるとしながら、4億円の差があるのは何故か。
  - （衛生研究所長）躯体について、本体工事は鉄筋コンクリート造、仮設は鉄骨造としたことによる差である。なお、長期的な視点を持ち、鉄筋コンクリート造による積算を行っているが、40年更新とするならば、レベルを落とし、軽量鉄骨造とすることで本体工事費抑える手法も考えられるため、基本構想の策定作業の中で整理していく。

## (2) 結果

- 原案のとおり承認とする。

## 2 相模大野ふれあい広場の用地返還等について

【市民局 市民協働推進課】

## (1) 主な意見等

- (総務局長) 返還後の土地利用は計画されているのか。土地の利用方法が大きく変わる場合、今後地域の関心も高まると思われる。
  - (市民協働推進課長) 跡地利用について、地権者から具体的な話は聞いていない。
- (総務局長) 6月議会に上程する前に議会への説明を予定しているのか。
  - (市民協働推進課長) 5月17日にふれあい広場の管理運営委員会の総会が開催されるため、その前後での説明を今後調整する。
  - (総務法制課長) 5月9日に議案の市長決裁が終了した後、地域への説明までに議員にも説明するのが適当ではないか。
  - (市長公室長) 補正予算のスケジュールとの関係上も問題ないか。
  - (財政課長) 地域、議員への説明前に補正予算の査定が終了していれば問題ない。
- (総務局長) 撤去に当たり、再利用可能なものはあるか。
  - (市民協働推進課長) 工作物は少ない状況だが、公共建築課に確認する。
- (財政局長) 自主防災組織の活動などに影響が出ないように調整してもらいたい。
- (総合政策・地方創生担当部長) 使用貸借契約の最低期間について定めはあるのか。
  - (市民協働推進課総括副主幹) 借りるときは5年間で契約し、その後1年更新である。
  - (総合政策・地方創生担当部長) 今後ふれあい広場を整備する場合に、5年間で撤去になってしまうと多額の費用をかけて整備することの妥当性が問われる。行財政構造改革プランで新たに土地の買取りをしない方針との整合性を踏まえ、設置基準の在り方を見直す必要があると考える。
- (総合政策・地方創生担当部長) 近隣の家屋調査にはどれくらいの期間を見込んでいるか。連絡調整等に時間を要すると思うが、家屋調査と撤去工事も含めて3ヶ月なのか。
  - (市民協働推進課長) マンションと一戸建てで6棟あると聞いているが、家屋調査に要する期間は確認できていない。
  - (総合政策・地方創生担当部長) 11月の返還スケジュールを踏まえて地域説明をするとすると、調査期間にどれくらい要するのかは必須の情報であると考え。予算規模からすると、かなり大規模な調査であると思われるが、6棟全件分を調査するのか。
  - (市民協働推進課総括副主幹) 希望する家屋のみ実施する予定であるが、予算上は全件分で積算している。スケジュールについては、可能な限り前倒しして進めたい。
  - (市長公室長) 近隣調査とは振動調査を実施するのか。
  - (市民協働推進課総括副主幹) そのとおりである。
- (総合政策・地方創生担当部長) ふれあい広場の廃止から逆算して、何ヶ月前から受付停止が必要なのか。
  - (市民協働推進課長) 1ヶ月前からである。
- (市長公室長) 申出は口頭のみで受けている状況で、文書は受領していないのか。
  - (市民協働推進課長) 文書は受領しておらず、地権者と取り交わす書面について、議案提出前に作成し先方へ確認する予定である。
- (総合政策・地方創生担当部長) 契約書に「この契約に疑義が生じたときは、貸付人借受人誠意をもって協議の上決定するものとする。」とあるが、契約上の疑義がない状況でも、当該条項が適用できるか。
  - (総務法制課長) 市として返還の意思決定ができたため、双方合意のうえ契約変更するといった整理をする必要がある。
- (市長公室長) 土地の権利関係は、登記上の記録を確認しているのか。
  - (市民協働推進課総括副主幹) 今後確認する。
- (財政担当部長) 自治会が自己負担で防災倉庫を移すことについて、何か意見は出ているか。

- (市民協働推進課長) 移転を要する自治会には説明し、了承済である。
- (総務局長) ふれあい広場に自治会の防災倉庫を置くことについて、何か定めがあるのか。
- (市民協働推進課長) 管理運営委員会に承認を得たうえで、本課の許可により設置でき、市の求めに応じ、速やかに撤去することになっている。
- (市長公室長) 本来、市は年度末まで使用できるため、地方自治法に基づく権利の放棄になると思われるが、議案にする必要はないという認識でよいか。
  - (総務法制課長) 市の意思決定により契約を変更するため、権利の放棄には該当しない。
- (市長公室長) 契約変更はいつ行うのか。
  - (財政局長) 条例の議決を経ないと契約変更できないのではないか。
  - (総務法制課長) 条例によるふれあい広場の廃止は契約とは別であるため、契約日は条例施行の拘束を受けない。

## (2) 結果

- 原案のとおり承認する。

以 上